

## 平成24年第3回国立大学法人旭川医科大学経営協議会議事要旨

1. 日 時 : 平成24年12月5日(水) 12:59~15:07
2. 場 所 : 第二会議室
3. 出席者 : 吉田 晃敏学長, 笹嶋 唯博理事, 松野 丈夫理事, 飯塚 一理事,  
藤尾 均副学長, 表 憲章委員, 高橋 剛委員, 松田 忠男委員,  
宮間 利一委員, 宮本 光明委員
4. 欠席者 : な し
5. 陪席者 : 宮森 雅司監事, 太田 貢学長政策推進室長, 久保事務局長, 石川総務部長,  
千葉病院事務部長, 石ヶ森教務部長, 小出総務課長, 堤企画評価課長, 伊藤会計課長,  
近田総務課長補佐, 国井総務課長補佐, 滝本会計課長補佐, 石山施設課長補佐,  
松井総務係長, 山村総務係主任

議事に先立ち、学長から、平成24年第2回(平成24年6月15日開催)経営協議会の議事要旨が諮られ、これが了承された。

### 議 題

#### 1. 退職手当規程の改正について

本件について、学長から、平成24年11月16日に成立した「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」に準じて、本学職員退職手当規程の改正を行いたい旨の発議があり、次いで、小出総務課長から資料1に基づき、次のとおり説明があった。

①国家公務員退職手当については、次の2点について改正されたこと。

- 1) 人事院から示された官民比較調査結果等を踏まえ、支給水準を引き下げること。
- 2) 平均年齢が上昇している状況を踏まえ、年齢別構成の適正化を通じて組織活力の維持等を図るため、早期退職のインセンティブを拡大し、早期退職募集制度を導入すること。

②本学においても、国家公務員と同様の改正を行いたいこと。

- 1) 退職手当の支給水準の引下げを行うこと。施行日は平成25年1月1日とすること。なお、退職手当規定を改正しない場合の差額は運営費交付金で措置されないため、本学負担となること。
- 2) 勧奨退職に代わり、「早期退職募集制度」を導入すること。詳細及び施行日が判明次第、速やかに改正し、政令で定める日から施行する予定であること。なお、本学では平成18年に職員早期退職規程を制定しており、今後、本規程の退職制度を廃止する等、整合性を図る必要があること。

③職員の在職期間を有する役員についても、同様に支給水準が引下げられること。

また、職員の在職期間を有しない役員についても、各府省において適切な措置を講ずるよう要請があったこと。

審議の結果、原案のとおり、国家公務員退職手当法の一部改正に準じて本学の職員

退職手当規程を改正することが了承された

なお、本件については、12月12日開催の役員会に付議する旨学長から付言があった。

## 2. 平成25年度再雇用希望者について

本件について、学長から発議があり、次いで、小出総務課長から資料2に基づき、次のとおり説明があった。

- ①平成25年度における再雇用希望者は、本年度定年退職者6名、23年度定年退職者5名、22年度定年退職者3名、21年度定年退職者7名の併せて21名であること。
- ②本年度定年退職者6名は、全員が「再雇用契約職員の対象となる基準」を満たしていること。
- ③平成21年度から23年度の定年退職者15名についても、引き続き再雇用を希望しており、勤務状態も良好であるため、問題はないと判断したこと。
- ④また、検査結果待ちの2名についても、検査結果が出次第、産業医に就業の可否を判断願ひ、特段問題がなければ、再雇用に係る手続きを進めること。

審議の結果、原案のとおり、平成25年度における再雇用希望者全員を雇用することが了承された。

## 3. 技術職員の後任補充について

本件について、学長から、定年退職等に伴う後任補充は原則行わないこととし、補充の必要性については、その都度、協議し対処することとなっていたが、手術部長、放射線部長及び薬剤部副薬剤部長から、定年退職者等に係る後任補充について要求があったことについて発議があった。

次いで、小出総務課長から資料3に基づき、次のとおり説明があった。

- ①本年度末の医療職の定年退職者のうち、手術部技術専門職員及び放射線部副技師長とも再雇用は希望していないこと。また、今年度の再雇用契約職員である薬剤部薬剤師は来年度の任期更新を希望していないこと。そのため、医療職従事者が3名欠員となること。
- ②各部長等から、後任補充の強い要望があり、更に後任補充者の身分が非常勤職員では身分が不安定であり、質の高い優秀な職員の確保ができないことから常勤職員での補充の申し出があったこと。

審議の結果、病院の運営上必要であるため、今回欠員となる医療従事者については、定年退職に伴う後任不補充の原則は適用せず、常勤職員での補充を認めることが了承された。

## 報告事項

### 1. 学長報告

学長から、次のとおり報告があった。

#### (1) 国立大学のミッションの再定義について

本年6月に文部科学省から、社会を変革するエンジンとしての大学の役割が国民に実感できることを目指した「大学改革実行プラン」が示されたこと。

同プランにおける大学改革の方向性として、1) 激しく変化する社会における大学の機能の再構築、2) 大学の機能の再構築のための大学ガバナンスの充実・強化、を2本の柱に、国としての大学改革の基本方針「大学ビジョン」を策定することとされ、「国立大学のミッションの再定義」は、その中に位置づけられたものであること。

次いで、久保事務局長から、「大学改革実行プラン」の概要及び「国立大学のミッションの再定義」について、資料4-1～4に基づき、次のとおり、報告があった。

①「大学改革実行プラン」の、

1) 激しく変化する社会における大学の機能の再構築は、

- (1) 大学教育の質的転換と大学入試改革
- (2) グローバル化に対応した人材育成
- (3) 地域再生の核となる大学づくり (COC (Center of Community) 構想の推進)
- (4) 研究力強化：世界的な研究成果とイノベーションの創出

2) 大学の機能の再構築のための大学ガバナンスの充実・強化は、

- (1) 国立大学改革
- (2) 大学改革を促すシステム・基盤整備
- (3) 財政基盤の確立とメリハリある資金配分の実施
- (4) 大学の質保証の徹底推進

から成っており、平成24年度を改革始動期、平成25～26年度を改革集中実行期、平成27～29年度を改革検証・深化発展期として取り組むこと。

ミッションの再定義は、「2) (1) 国立大学改革」の中で策定されるものであること。

②平成24年度中に国立大学改革基本方針を定め、国としての改革の方向性を提示するとともに、教員養成、医学、工学分野のミッションの再定義を先行実施すること。また、平成25年央までに全ての学部のミッションを再定義すること。

③ミッションの再定義により、国立大学がこれまで各分野で果たしてきた役割を明らかにするとともに、各大学の強み・特色を打ち出していく必要があること。大学全体として、将来に向けて、更にその強み・特色を伸ばし、どのような社会的機能を果たしていくかという視点に立った作業が必要であること。文部科学省は、各大学との共同作業により、ミッションの再定義を始点とする国立大学の機能強化が十分発揮できるよう改革プロセスを作り上げていきたいと考えていること。

④文部科学省は、国立大学全体の機能強化のための政策的方向性、専門分野の強み・特色・社会的機能を踏まえた専門分野の振興、各大学の戦略を支援するための財政的・制度的な工夫、充実のあり方を検討すること。

各大学は、専門分野ごとに、設置目的、全国的又は政策的な観点からの強みや全学的な観点から重視する特色、担うべき社会的な役割を把握し、データ等の資料を提出すること。また、それぞれの専門分野の強みや特色を伸ばし、社会的な役割を一層果たしていくための戦略を、学長を中心に議論・検討願いたいこと。

なお、専門分野ごとの観点では、医学においては、超高齢社会やイノベーションに対応した教育研究の実施、地域医療への貢献等の課題が例示されていること。

⑤ミッションの再定義の進め方及びデータ等資料の提出スケジュールについては、資料4-2に記載のとおりであること。

⑥資料4-3～4のとおり本学の沿革，設置目的等に係る資料及び本学の判断に基づき提出するデータ等の資料を文部科学省へ提出したこと。

関連して，学外委員から，地域医療に従事する卒業生は増えているが，未だ医師が不足しており，将来的に十分な医師確保を期待する旨発言があった。

引き続き，学長から，12月18日に文部科学省との意見交換を行うこと。ミッションの再定義の策定状況については，改めて報告する旨発言があった。

## (2) 平成25年度概算要求の概要（国立大学改革の推進等）について

久保事務局長から，資料5に基づき，次のとおり説明があった。

『国立大学法人運営費交付金』については，教育費の負担軽減として授業料免除率の拡大をはじめ，新規にラーニング・ユニバーシティの形成を重点要求しており，また，附属病院の機能・経営基盤強化として，治験，先進医療，後発薬品の導入状況に応じ，大学病院を支援する内容となっていること。

『国立大学改革促進補助金』については，「組織運営システム改革促進事業」「分野別トップレベルの学科・専攻等への重点化促進事業」として，大学・学部のミッションの再定義を行い，各大学の強みを伸ばすことを国として促進するために，基盤的経費を重点配分し，特に，本年度において，ミッションの再定義を行う医学・工学分野での重点配分に取り組むこと。

また，高度医療人材の養成と大学病院の機能強化として，「超高齢社会及びメディカル・イノベーションに対応した医療人養成事業」を新規要求し，①総合的な診療能力を有する医師の養成，②大学間・地域連携による地域医療人材養成，③女性医師等のキャリア形成支援などの取組みを支援すること。

なお，「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」「人材養成機能強化事業」「医師等の勤務環境の改善のための人員の雇用」等についても継続要求していること。

引き続き，学長から，本件は文部科学省が国立大学改革の推進等について予算要求している事項であり，本学としてもこれらの予算措置がされた際に予算確保に努める旨発言があった。

## (3) 平成23事業年度に係る業務の実績に関する評価結果について

国立大学法人評価委員会から，資料6-1～5のとおり，平成23年度に係る業務実績に関する評価結果について通知があったこと。

次いで，堤企画評価課長から，参考資料1～2に基づき，評価結果の内容について，説明があった。

引き続き，学長から，「項目別評価」では，業務運営等で16の事項が注目される事項として取り上げられたが，「新たな教員評価システムの試行結果を踏まえて，教員評価を実施する」については，「実質的な教員評価の実施までには至っていない」として，「おおむね順調に進んでいる【C】評価」となったこと。その他の項目は，全て「順調に進んでいる【B】評価」であったこと。この度の評価結果を踏まえ，今後とも各位と協力して法人運営に当たっていく旨発言があった。

## (4) 診療従事等教員特別手当の支給割合について

本年4月から，国家公務員の給与は平均7.8%の削減が行われており，本学にお

いても、国家公務員と同様の改正を4月1日から実施していること。

しかしながら、人材確保及び勤労意欲の向上を図るため、減額分を補填する「特例減額補填手当」を新設し、6月29日には4月と5月に減額された額を支給したこと。

一方、今回の給与削減の関係で、国から予算措置されている運営費交付金の減額が見込まれるため、本学では病院収入で補うこと。

そこで、12月10日に支給する「診療従事等教員特別手当」について、その支給割合は、本学の財政事情を考慮の上、支給の都度、学長が定めることになっていることから、この度の支給割合は、50%とすること。

なお、医員及び初期臨床研修医に支給している「診療特別手当」の支給割合については、100%とすること。

#### (5) 寄附金、受託研究、共同研究の受入れについて

平成24年6月～10月分の寄附金受入状況については、資料7のとおりであること。

また、平成24年10月末までに受入れを決定した受託研究及び共同研究については、資料8—1～2のとおりであること。

#### (6) 開学40周年記念行事について

9月5日開催の役員会において、来年（平成25年）は開学40周年を迎え、節目の年でもあるため、記念行事を実施することが、審議・了承されたこと。

資料9のとおり実行委員会を設け、事業内容等について検討していること。

なお、記念講演会の演者を聖路加国際病院理事長で元本学参与の日野原重明先生に依頼し、内諾いただいたこと。

#### (7) 環境報告書2012の公表について

「環境報告書2012」を配付しているので、ご覧いただきたいこと。

次いで、石山施設課長補佐から、次のとおり説明があった。

- ①この環境報告書は、「環境配慮促進法」により事業年度ごとに毎年9月末日までに公表することが義務付けられており、環境方針や実施計画、環境への取組状況、事業活動に伴う環境負荷等を記載していること。
- ②本学の特色ある取組や社会貢献活動などを、巻頭特集として「遠隔医療が世界をつなぐ」と「働きやすい病院へ—HOSPIRATEの認証取得—」を紹介し、社会にアピールする構成としていること。
- ③その他、教育・研究の強化として「教育研究推進センター」や「地域医療教育学講座」の設置、病院運営の強化として「生体肝移植」や「東日本大震災への医療支援」、社会貢献・国際貢献の強化として「ウェルビーイング・コンソーシアム」や「はしっくすの活動」などについても掲載していること。
- ④環境報告書は、平成18年度から毎年、本学ホームページ上でも公表していること。

#### (8) 学章及びブランドマークにかかる取扱要項及びガイドラインについて

本学ブランドマークが決定したことに伴い、取扱要項及びガイドラインを整備し

たこと。今後は、ブランドマークの使用により、本学の特色や個性をより強くアピールしていきたいと考えていること。なお、小出総務課長から、資料10-1～2に基づき説明があった。

#### (9) 平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費について

文部科学省から、平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費により、資料11の講義実習棟改修工事のⅡ期分(2,790㎡)が予算措置されたこと。

なお、今回の予算は経済危機対応ということから、早期執行に努めること。

## 2. その他

- ・学長から、次回の経営協議会は、日程調整の上開催する予定である旨の報告があった。

以上